

国東サテライトセンター整備事業(設計・プラント工事)
発注仕様書

令和5年3月

宇佐・高田・国東広域事務組合

〈 目次 〉

第1章 総則	1
第1節 計画概要	1
第2節 計画主要目	4
第3節 施設機能の確保	9
第4節 材料及び機器	10
第5節 試運転及び指導期間	11
第6節 性能保証	12
第7節 契約不適合責任	15
第8節 工事範囲	17
第9節 提出図書	18
第10節 検査及び試験	22
第11節 正式引渡し	23
第12節 その他	24
第2章 機械設備工事仕様	27
第1節 各設備共通仕様	27
第2節 受入・供給設備	31
第3節 圧縮・詰替・搬出設備	35
第4節 集じん・脱臭設備	38
第5節 給水設備（土木建築工事）	40
第6節 排水処理設備	41
第7節 電気設備	43
第8節 計装設備	49
第9節 雑設備	52
第3章 土木建築工事仕様	54
第1節 計画基本事項	54
第2節 土木建築実施設計業務	56
第3節 建築工事（設計：受注者、施工：土木建築事業者）	57
第4節 土木工事及び外構工事（設計：受注者、施工：土木建築事業者）	63
第5節 建築機械設備工事（設計：受注者、施工：土木建築事業者）	66
第6節 建築電気設備工事（設計：受注者、施工：土木建築事業者）	69

添付資料

- 添付資料 1 既存施設全体配置図
- 添付資料 2 既存施設排水計画平面図
- 添付資料 3 既存施設配管設備工事竣工図
- 添付資料 4 井水分析結果
- 添付資料 5 令和 3 年度 国東サテライトセンター地質調査業務委託 報告書
- 添付資料 6 令和 3 年度 国東サテライトセンター測量業務委託 報告書
- 添付資料 7 電話等通信引き込み位置（案）

【用語の定義】

本仕様書で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本仕様書	国東サテライトセンター整備事業（設計・プラント工事）発注仕様書をいう。
2	本組合	宇佐・高田・国東広域事務組合をいう。
3	新ごみ処理施設	宇佐市、豊後高田市及び国東市から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを処理するために本組合が整備中のごみ処理施設をいう。
4	本施設	国東サテライトセンターをいう。
5	既存施設	国東市クリーンセンターをいう。
6	本工事	本施設の設計・建設工事（土木建築工事の施工を除く）及び関連する付帯工事をいう。
7	事業実施区域	本工事を実施する区域をいう。
8	工場棟	本施設のうち、圧縮・詰替・搬出設備が設置される建物をいう。
9	プラント	本施設のうち処理対象物の圧縮・詰替に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
10	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
11	受注者	本工事を行う者をいう。
12	土木建築事業者	本施設の土木建築工事を実施する者をいう。
13	責任者負担	契約不適合の原因が本工事範囲における設計・施工及び材質並びに構造上の欠陥に起因する場合は受注者負担とし、ごみ質及び運転・維持管理に起因する場合は本組合の負担とすることをいう。

【本仕様書の記載方法】

本仕様書において、仕様を示す記載方法は以下のとおりである。

なお、本仕様書の図又は表等で「(参考)」と記載しているものは、一例を示すものである。そのため、受注者は「(参考)」と記載されたものについては、使用目的に応じた最適なものを採用し、設計図書で補足・完備すること。

(1) []書きが無く、仕様が示されているもの

本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合には変更を可とする。

(2) []書きで仕様が示されているもの

本組合が標準仕様として考えるものである。受注者による提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本組合が妥当と判断した場合に変更を可とする。

(3) []書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

(4) 表のうち空欄で仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

第1章 総則

第1節 計画概要

1 一般概要

現在、本組合は、宇佐市に新ごみ処理施設の建設工事を進めているところである。

本施設は、国東市から発生するごみを新ごみ処理施設に中継輸送するための中継施設として整備するものであり、新ごみ処理施設の稼働に合わせて令和7年度の稼働を予定している。

本施設において、燃えるごみは、コンパクトにより大型コンテナ車のコンテナに積替え、新ごみ処理施設へ搬送する。また、燃えないごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、品目別にストックヤードへ貯留し、所定の搬出量になるまで保管する。

本工事は、プラント工事で土木建築工事を分離して発注することを予定している。そのため、プラント工事に係る設計・施工及び土木建築工事に係る設計を受注者が実施し、土木建築工事に係る施工を土木建築事業者が実施することから、本工事にあたっては、土木建築事業者と調整の上、適切に実施すること。

2 工事名

国東サテライトセンター整備事業（設計・プラント工事）

3 施設規模

・可燃ごみ積替施設 : 24t/5h

・ストックヤード（各3日分）

燃えないごみ・粗大ごみ : 既設の処理困難物貯留場を活用

缶類 : 既設の車庫棟を活用、改造整備

びん類 : 既設の車庫棟を活用、改造整備

ペットボトル : 既設の車庫棟を活用、改造整備

新聞・雑誌、段ボール : 既設の車庫棟を活用、改造整備

小型家電 : 既設の車庫棟を活用、改造整備

※蛍光灯は量が少ないことからドラム缶等利用した貯留とする。

4 建設場所

国東市国東町東堅来

5 敷地面積

20,307 m²

6 全体計画

(1) 全体計画

- ① 敷地周辺全体に緑地帯を充分配置し、施設全体が周辺の地域環境に調和し、清潔なイメージと周辺の美観を損なわない潤いとゆとりある施設とすること。
- ② 搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を立案すること。
- ③ ごみ搬入車、粗大ごみ運搬車、各種搬入搬出車、通勤用自動車等、想定される関係車両の円滑な交通が図られるものとする。
- ④ 施設見学者の一般車両動線は、原則としてごみ搬入車、搬出車等の車両動線とは分離すること。
- ⑤ 大型機器の整備・補修のため、それらの搬出口、搬出通路及び搬出機器を設けること。
- ⑥ 防音、防振、防じん、防臭及び防爆対策を十分行うとともに、各機器の巡視点検整備がスムーズに行える配置計画とすること。特に施設運営上施設内の騒音、振動、粉じん及び悪臭に対して十分対策を講じること。
- ⑦ 施設内の見学者動線は、見学者が安全に見学できるよう配慮すること。なお、見学先は本組合と協議の上決定すること。
- ⑧ 各機器は、原則としてすべて建屋内に収納し、配置に当たっては、合理的かつ簡素化した中で機能が発揮できるよう配慮すること。
- ⑨ 計量室及び会議室等は既存施設を流用することから、既存施設の利用に留意した計画とすること。

(2) 工事計画

- ① 工事期間中も既存施設は稼働中であることから、工事中における車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬出車両、一般車両等の円滑な交通が図られるものとする。
- ② 建設に際しては、災害対策に万全を期し、周辺住民への排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等の公害防止にも充分配慮を行うものとする。

(3) 本施設の全体配置

- ① 施設の機能性及び維持管理を考慮し、配置計画を行うこと。
- ② 計量、管理、処理、洗車、補修等が円滑に行え、かつ、本施設へ出入りする人的動線の安全が確保できる車両動線とすること。

7 立地条件

(1) 地形・土質等

① 地形、土質

「添付資料5 令和3年度 国東サテライトセンター地質調査業務委託 報告書」を参照のこと。

② 気象条件（アメダス国見観測所：令和3年）

ア 気温 最高：36.6℃ 最低-4.0℃ 日平均 21.8℃

イ 最大降雨量 32 mm/時

(2) 都市計画事項

① 用途地域 指定なし

② 防火地域 指定なし

③ 高度地域 指定なし

④ 建ぺい率 70%以下

⑤ 容積率 400%以下

(3) 搬入道路 「添付資料1 既存施設全体配置図」参照

(4) 敷地周辺設備

① 電気 受電電圧：[6.6]kV、1回線

② 用水 プラント用水 井水

生活用水 井水

※井戸の位置「添付資料1 既存施設全体配置図」参照

③ ガス プロパンガス（必要に応じて）

④ 排水 プラント排水：最終処分場浸出水処理施設へ導水、又は、新たに排水処理設備を設置して処理（洗車排水もプラント排水として取り扱うものとし、最終処分場へ導水する場合は、オイルトラップ等を通させること）

生活排水：浄化槽により処理後、既設道路側溝に放流

⑤ 電話等の通信 既設構内第1柱より引き込む

8 工期（予定）

(1) 着工予定 令和5年6月

(2) 実施設計完了

① 土木建築 令和5年11月（建築確認申請の完了を含む。）

② プラント 令和6年3月

(3) 竣工予定 令和7年6月

※給排水及び電気の切替工事は令和7年7月以降を予定していることから、本工事の工期は令和7年8月とする。

第2節 計画主要目

1 処理能力

(1) 公称能力

指定されたごみ質で以下の能力を有すること。

・燃えるごみ : 24t/5h

(2) 計画ごみ質

① ごみの種類

種類		主な対象物
燃えるごみ		プラスチック類、生ごみ、くつ類、皮革製品、古布、貝類、調理くず、卵の殻、たばこの吸い殻、紙おむつ、木くず、ビニール類（農業用は除く）、トレイ、ビデオテープ類、使い捨てカイロ 等
燃えないごみ		茶碗・皿などの陶磁器類、やかん・鍋・フライパンなどの家庭用金物類、金属製キャップ、びん以外のガラス類（板ガラス・ガラスコップ類）、化粧品空きびん、空き缶以外の金属類、多種類の素材でできたおもちゃ、乾電池、蛍光灯、アルミホイール、一斗缶 等
缶類		ジュース缶、ビール缶、スプレー缶、金属製菓子缶、ミルク缶等の空き缶類
びん類		ジュースびん、ドリンクびん、ウィスキー等のびん、食品類の空きびん 等
ペットボトル		飲料用、酒類用、調味料用
新聞・雑誌、段ボール		新聞・チラシ、雑誌類（カタログ、週刊誌、教科書、絵本等）、雑紙（折り紙、紙箱、紙袋、画用紙、カレンダー、コピー用紙、ダイレクトメール、手帳、トイレトーパーやラップの芯、値札、ハガキ、パンフレット、紙ファイル、封筒、メモ用紙等）、ダンボール 等
小型家電		デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレイヤー、携帯用ラジオ、携帯用テレビ・ナビ、小型ゲーム機、電子辞書・手帳、電卓、リモコン、携帯電話、電話機、電源コード類
粗大ごみ	可燃性	寝具類、木製家具類、カーペット、木切れ 等
	不燃性	ストーブ、自転車、その他金属類

② 年間日平均処理量及び単位体積重量（参考）

種類	年間日平均処理量 (t/日)	単位体積重量 (t/m ³)	備考
燃えるごみ	18.41	0.179	過去5年間（H29～R3） 平均値
燃えないごみ・粗大ごみ	1.51	0.15	
缶類	0.21	0.03	スチール：アルミ＝ 60：40
びん類	0.41	0.123	
ペットボトル	0.15	0.04	
新聞・雑誌	0.05	0.379	
段ボール	0.04	0.14	
小型家電	0.14	0.15	
乾電池・蛍光灯	0.03	—	

2 搬出入車両

(1) 搬入車両

- | | |
|----------------|------------|
| ① パッカー車 | 2 ～ 3 t |
| ② 軽トラック、自家用車 | 0.85 ～ 2 t |
| ③ トラック（薬剤搬入含む） | [2～4] t |

(2) 搬出車両（燃えないごみ、不燃性粗大ごみ及び資源ごみ含む）

- | | |
|-----------|------|
| ① アームロール車 | 10 t |
| ② トラック | 10t |

(3) その他

見学者用大型バス

3 稼働時間

1日5時間運転

4 主要設備方式

(1) 可燃ごみ積替施設

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 受入・供給設備 | 受入ホップ直接投入（燃えるごみ） |
| ② 圧縮・積替・搬出設備 | コンパクト・コンテナ方式 |

(2) 保管施設

燃えないごみ	：貯留方式
粗大ごみ	：貯留方式
その他	：貯留方式

5 公害防止基準

(1) 騒音基準値

敷地境界において、以下の基準値以下とすること。

朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後7時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
60 dB	65 dB	60 dB	50 dB

(2) 振動基準値

敷地境界において、以下の基準値以下とすること。

昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
65 dB	60 dB

(3) 悪臭基準値

敷地境界において、以下の基準値以下とすること。

項目		基準値	項目	数値
特定悪臭物質	アンモニア	1ppm	イソバレルアルデヒド	0.003ppm
	メチルメルカプタン	0.002ppm	イソブタノール	0.9ppm
	硫化水素	0.02ppm	酢酸エチル	3ppm
	硫化メチル	0.01ppm	メチルイソブチルケトン	1ppm
	二硫化メチル	0.009ppm	トルエン	10ppm
	トリメチルアミン	0.005ppm	スチレン	0.4ppm
	アセトアルデヒド	0.05ppm	キシレン	1ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm	プロピオン酸	0.03ppm
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm	ノルマル酪酸	0.001ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm	ノルマル吉草酸	0.0009ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm	イソ吉草酸	0.001ppm
臭気強度	2.5			

(4) 排水基準値

最終処分場浸出水処理施設へ導水して処理する場合は、浸出水処理施設で処理可能な水質とすること。

新たに排水処理設備を設置する場合は、水質汚濁防止法等の関係法令を遵守すること。

6 環境保全

公害関係法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とすること。

特に本仕様書に明示した公害防止基準値を満足するよう設計すること。

(1) 粉じん対策

- ① 粉じんが発生する箇所には集じん装置や散水設備等を設けるなど粉じん対策を考慮すること。

(2) 防音対策

- ① 騒音が発生する機械設備は、騒音の少ない機種を選定することとし、必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部に洩れないようにすること。また、排風機・ブロワ等の設備には消音器を取り付けるなど、必要に応じて防音対策を施した構造とすること。

(3) 振動対策

- ① 振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設けるなど対策を考慮すること。

(4) 悪臭対策

- ① 悪臭の発生する箇所には必要な対策を講じるものとする。

(5) 排水対策

- ① 設備から発生する各種の汚水は、最終処分場浸出水処理施設へ導水、又は、新たに排水処理設備を設置し、適正に処理すること。

7 運転管理

本施設の運転管理は必要最小限の人数で運転可能なものとし、その際安定化、安全化、効率化及び経済性を考慮して各工程を可能な範囲において機械化、自動化し、経費の節減と省力化を図るものとする。

8 安全衛生管理（作業環境基準）

運転管理上の安全確保(保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、バイパスの設置及び必要機器の予備確保等)に留意すること。

また、関連法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保、余裕のあるスペースの確保に心掛けること。特に機器側における騒音が約 80dB(騒音源より 1m の位置において)を超えると予想されるものについては原則として、機能上及び保守点検上支障のない限度において減音対策を施すこと。機械騒音が特に著しい送風機・コンプレッサ等は、必要に応じて別室に収容するとともに、必要に応じて部屋の吸音工事などを施すこと。

(1) 安全対策

設備装置の配置、建設、据付はすべて労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺、防護柵等を完備すること。

(2) 災害対策

消防関連法令及び消防当局の指導に従って、火災対策設備を設けること。また、万一の火災が考えられる箇所については、散水設備を設けること。

第3節 施設機能の確保

1 適用範囲

本仕様書は、本施設の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、施設の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、受注者の責任において全て完備すること。

2 疑義

受注者は、本仕様書を熟読吟味し、もし、疑義ある場合は本組合に照会し、本組合の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度書面にて本組合と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

3 変更

- (1) 実施設計に先立ち、契約設計図書を提出すること。
- (2) 提出済みの契約設計図書については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本組合の指示及び本組合と受注者との協議等により変更する場合はこの限りではない。
- (3) 実施設計期間中、契約設計図書中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、契約設計図書に対する改善変更を受注者の責任において行うものとする。
- (4) 実施設計完了後、実施設計図書中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において実施設計図書に対する改善・変更を行うものとする。
- (5) 実施設計は原則として契約設計図書によるものとする。契約設計図書に対し部分的変更を必要とする場合には、機能及び管理上の内容が下回らない限度において、本組合の指示又は承諾を得て変更することができる。この場合は請負金額の変更は行わない。
- (6) その他本施設の建設に当たって変更の必要が生じた場合は、本組合の定める契約条項によるものとする。

4 性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

第4節 材料及び機器

1 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(HASS)、日本塗料工業会規格(JPMS)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、本組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

国等による環境物品の調達に関する法律第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本組合の承諾を受けるものとする。

- (1) 本仕様書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。
- (2) 原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- (3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (4) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

2 使用材質

特に高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用し、また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。

3 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め互換性を持たせること。

原則として、事前にメーカーリストを本組合に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカーの選定に当たっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。また、省エネルギータイプの電線、照明器具等を採用する等、環境に配慮した材料・機器の優先的な使用を考慮すること。

4 鉄骨製作工場の選定

建築本体工事における鉄骨製作工場は、付属施設等軽微な建築物(工作物)を除き次に掲げるいずれかに該当するものから選定する。

- (1) 日本鉄骨評価センターの工場認定基準による[M]グレード以上
- (2) 全国鉄骨評価機構の構造認定基準による[M]グレード以上

第5節 試運転及び指導期間

1 試運転

- (1) 工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。この期間は、受電後の単体機器調整、空運転、負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認を含めて [20] 日間とする。
- (2) 試運転は、受注者が本組合とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき、受注者において運転を行うこと。
- (3) 試運転の実施において支障が生じた場合は、本組合が現場の状況を判断し指示する。受注者は試運転期間中の運転・調整記録を作成し、提出すること。
- (4) この期間に行われる調整及び点検には、原則として本組合の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本組合に報告すること。
- (5) 補修に際しては、受注者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、本組合の承諾を得るものとする。

2 運転指導

- (1) 受注者は本施設に配置される本組合の職員(運転委託職員を含む)に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い(点検業務を含む)について、教育指導計画書に基づき必要にして十分な教育指導を行うこと。なお、教育指導計画書はあらかじめ受注者が作成し、本組合の承諾を受けなければならない。
- (2) 本施設の運転指導期間は試運転期間中の [10] 日間とするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、本組合と受注者の協議のうえ、実施しなければならない。
- (3) 受注者は試運転期間中に引渡性能試験結果の報告を行い、本組合の承諾を受けること。

3 試運転及び運転指導にかかる経費

本施設引渡しまでの試運転、運転指導に必要な費用の負担は次のとおりとする。

- (1) 本組合の負担
ごみの搬入、各処理物の搬出・処分、本施設に配置される職員の人件費(運転委託職員を含む)
- (2) 受注者の負担
前項以外の用役費等、試運転・運転指導に必要なすべての経費(人件費、指導用資料、電気、水道料、薬品等を含む。)を受注者が負担すること。

第6節 性能保証

性能保証事項の確認については、施設を引き渡す際に行う引渡性能試験に基づいて行う。引渡性能試験の実施条件等は以下に示すとおりである。

1 保証事項

(1) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て受注者の責任により発揮させなければならない。また、受注者は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、本組合の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならない。

(2) 性能保証事項

① ごみ処理能力及び公害防止基準等

以下の項目について「第2節 計画主要目」に記載された数値に適合すること。

- ア 公称能力
- イ 公害防止基準
- ウ 作業環境基準
- エ 緊急作動試験

非常停電、機器故障など本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認すること。

2 引渡性能試験

(1) 引渡性能試験条件

- ① 引渡性能試験における本施設の運転はできるだけ本組合が実施するものとし、機器の調整、試料の採取、計測・分析・記録等その他の事項は受注者が実施すること。
- ② 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、本組合の承諾を得て他の適切な機関に依頼することができる。
- ③ 引渡性能試験の結果、性能保証値を満足できない場合は、必要な改造、調整を行い改めて引渡性能試験を行うものとする。

(2) 引渡性能試験方法

受注者は、引渡性能試験を行うに当たって、あらかじめ本組合と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を得なければならない。

性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を本組合に提出し、承諾を得て実施するものとする。

引渡性能試験方法（参考）

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
1	ごみ処理能力	本仕様書に示すごみ質において、公称能力を有すること。	(1)ごみ質 組成、単位体積重量の確認を行う。実際のごみ質が計画ごみと大幅に異なる場合はごみ質を調整する。 (2)運転時間 原則として5時間とする。ただし、ごみ量が確保できない場合は5時間換算により処理能力を評価する。 (3)ごみ量 計量機の計測データとする。 (4)測定回数 1回×1日とする。	計画値と単位体積重量が異なる場合は、両者の比率から補正する。
2	排気口出口粉じん濃度	本仕様書に示す「5 公害防止基準」の内容を満たすこと。	(1)測定場所 集じん器又は排気口。 (2)測定回数 1回とする。 (3)測定方法 監督員の承諾を得ること。	
3	騒音	本仕様書に示す「5 公害防止基準」の内容を満たすこと。	(1)測定場所 監督員の指定する場所。 (2)測定回数 各1回とする。 (3)測定方法 「騒音規制法」による。	定常運転時とする。
4	振動	本仕様書に示す「5 公害防止基準」の内容を満たすこと。	(1)測定場所 監督員の指定する場所。 (2)測定回数 各1回とする。 (3)測定方法 「振動規制法」による。	定常運転時とする。
5	悪臭	本仕様書に示す「5 公害防止基準」の内容を満たすこと。	(1)測定場所 監督員の指定する場所。 (2)測定回数 各1回とする。 (3)測定方法 「悪臭防止法」による。	定常運転時とする。
6	緊急作動試験	機器の故障など、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認する。	試験方法等は監督員の承諾を得ること。	

(3) 予備性能試験

引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために、受注者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に本組合に提出しなければならない。予備性能試験期間は1日以上とする。

予備性能試験成績書は、この期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。

(4) 引渡性能試験

工事期間中に引渡性能試験を行うものとする。本施設の引渡性能試験期間は1日以上とする。引渡性能試験は、本組合立会のもとに性能保証事項について実施すること。

ただし、性能が発揮されない場合は、受注者の責任において対策を施し引き続き再試験を実施すること。

(5) 性能試験にかかる費用

予備性能試験及び引渡性能試験による性能確認に必要な費用については、全て受注者負担とする。

第7節 契約不適合責任

設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行わなければならない。

本施設は性能発注（設計施工契約）という発注方法を採用しているため、受注者は施工の契約不適合に加えて設計の契約不適合についても担保する責任を負う。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本組合は受注者に対し契約不適合改善を要求できる。

契約不適合の有無については、適時契約不適合検査を行いその結果を基に判定するものとする。

1 契約不適合責任

(1) 設計の契約不適合責任

- ① 設計の契約不適合責任期間は、引渡後[10]年間とする。この期間内に発生した設計の契約不適合は、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて受注者の責任において、改善等すること。なお、設計図書とは、本章第9節に規定する実施設計図書、施工承諾申請図書、工事関連図書、完成図書とする。
- ② 引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、本組合と受注者との協議のもとに受注者が作成した性能確認試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施するものとする。これに関する費用は、本施設の通常運転にかかる費用は本組合の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は責任者負担とする。
- ③ 性能確認試験の結果、受注者の契約不適合に起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善すること。

(2) 施工の契約不適合責任

① プラント工事関係

プラント工事関係の契約不適合責任期間は、引渡後 [3] 年間とする。

2 契約不適合検査

本組合は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、受注者に対し契約不適合検査を行わせることが出来るものとする。受注者は本組合と協議したうえで、契約不適合検査を実施しその結果を報告すること。契約不適合検査にかかる費用は受注者の負担とする。契約不適合検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。本検査で契約不適合と認められる部分については受注者の責任において改善、補修すること。

3 契約不適合確認要領書

受注者は、あらかじめ「契約不適合責任確認要領書」を本組合に提出し、承諾を受けること。

4 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ア 運転上支障がある事態が発生した場合
- イ 構造上・施工上の欠陥が発見された場合

- ウ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- エ 性能に著しい低下が認められた場合
- オ 主要装置の耐用が著しく短い場合。

5 契約不適合の改善、補修

(1) 契約不適合責任

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、本組合の指定する時期に受注者が無償で改善・補修すること。改善・補修に当たっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

(2) 契約不適合判定に要する経費

契約不適合責任期間中の契約不適合判定に要する経費は受注者の負担とする。

第8節 工事範囲

本仕様書で定める工事範囲は次のとおりとする

1 機械設備工事

- (1) 各設備共通設備
- (2) 受入・供給設備
- (3) 圧縮・詰替・搬出設備
- (4) 集じん・脱臭設備
- (5) 給水設備
- (6) 排水処理設備
- (7) 電気設備
- (8) 計装制御設備
- (9) 雑設備

2 土木・建築工事

- (1) 実施設計（発注に必要な資料一式含む）

3 その他の工事

- (1) 試運転及び運転指導費
- (2) 予備品及び消耗品
- (3) その他必要な工事

4 工事範囲外

- (1) 土木・建築工事（外構含む）
- (2) 建物内備品（本仕様書に記載するもの以外）
- (3) 電波障害対策工事

第9節 提出図書

1 契約設計図書

受注者は、本仕様書に基づき本組合の指定する期日までに次に示す契約設計図書を各[2]部提出すること。なお、図面はA3版2つ折り又はZ折りとし、図面以外の図書は原則としてA4版とする。

(1) 施設概要説明図書

- ① 施設全体配置・動線計画
- ② 各設備概要説明
- ③ 設計基本数値計算書
 - ア 物質収支
 - イ 用役収支
 - ウ 容量計算（ストックヤード含む）、性能計算
 - エ 負荷設備一覧表
 - オ その他必要なもの
- ④ 準拠する規格又は法令等
- ⑤ 運転管理条件
 - ア 年間運転管理条件
 - イ 年間用役費及び年間維持補修経費（引渡より20年分）
 - ウ 運転管理人員
 - エ 予備品・消耗品リスト
 - オ 機器取扱に必要な資格者リスト
- ⑥ 労働安全衛生対策
- ⑦ 公害防止対策
- ⑧ 主要機器の耐用年数
- ⑨ アフターサービス体制
- ⑩ 主要な使用特許リスト
- ⑪ 主要機器メーカーリスト
- ⑫ 工事工程表

(2) 設計仕様書

- ① 設計仕様書（形式、数量、性能、寸法、付属品、構造、材料、操作条件等を含む）

(3) 図面

図面の縮尺は図面内容に適した大きさとすること。

- ① 全体配置図及び動線計画図
- ② 各階機器平面配置図
- ③ 施設断面図
- ④ フローシート（ごみ、集じん、給排水など）
- ⑤ 主要機器組立図
- ⑥ 電気設備主要回路単線系統図
- ⑦ 工場棟立面図

- ⑧ 建築仕上表（各室面積、建築面積等を含む）
 - ⑨ スtockヤード平面・断面・詳細図
 - ⑩ 土木造成工事平面図・断面図
 - ⑪ 構造物詳細図（構造物を築造する場合）
 - ⑫ 雨水排水計画平面図
 - ⑬ 外溝工事平面図（舗装、各種埋設配管等含む）
 - ⑭ その他必要な図面
- (4) 工事概要計画書
- ① 仮設計画
 - ② 工事計画（造成計画、雨水排水計画含む）

2 実施設計図書

受注者は契約後ただちに実施設計に着手するものとし、実施設計図書として次のものを各[2]部提出すること。なお、図面類については縮小版(A3版2つ折製本)も提出すること。

仕様書類 A4版[2]部

図面類(縮小版) A3版[2]部

- (1) プラント工事関係
- ① 工事仕様書
 - ② 設計計算書
 - ア 物質収支
 - イ 用役収支
 - ウ 容量計算、性能計算、構造計算(主要機器について)
 - ③ 施設全体配置図、主要平面、断面、立面図
 - ④ 各階機器配置図
 - ⑤ 主要設備組立平面図、断面図
 - ⑥ 計装制御系統図
 - ⑦ 電気設備主要回路単線系統図
 - ⑧ 配管設備図
 - ⑨ 負荷設備一覧表
 - ⑩ 工事工程表
 - ⑪ 実施設計工程表(各種届出書の提出日を含む)
 - ⑫ 内訳書
 - ⑬ 予備品、消耗品、工具リスト
- (2) 土木建築工事関係
- ① 造成計画平面図
 - ② 造成計画縦・横断面図
 - ③ 雨水排水計画図
 - ④ 外溝計画図（舗装、各種埋設配管等含む）
 - ⑤ 各種土木構造詳細図

- ⑥ 建築意匠設計図
- ⑦ 建築構造設計図
- ⑧ 建築設備機械設計図
- ⑨ 建築電気設備設計図
- ⑩ 各種工事仕様書(仮設工事、安全計画を含む)
- ⑪ 各種工事計算書
- ⑫ 色彩計画図
- ⑬ 負荷設備一覧表
- ⑭ 建築設備機器一覧表
- ⑮ 建築内部、外部仕上表及び面積表
- ⑯ 工事工程表
- ⑰ 実施設計工程表(各種届出書の提出日を含む)
- ⑱ 内訳書、数量計算書
- ⑲ 予備品、消耗品リスト
- ⑳ その他発注するために必要な図書及び指示する図書

(3) 上記電子データ

土木建築工事関係は、本組合が指定する形式の CAD データも提出のこと。

- ① プラント工事関係
- ② 土木建築工事関係

3 施工承諾申請図書

受注者は、実施設計に基づき工事を行うものとする。工事施工に際しては事前に承諾申請図書により本組合の承諾を得てから着工すること。図書は次の内容のものを各[3]部提出すること。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 設備機器詳細図
(平面図(配置図)、構造図、断面図、各部詳細図、組立図、主要部品図、付属品図)
- (3) 施工要領書
(搬入要領、据付要領を含む)
- (4) 検査要領書
- (5) 計算書、検討書
- (6) 打合せ議事録
- (7) その他必要な図書

4 完成図書

受注者は、工事竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 竣工図 (A1判製本) | [2]部 |
| (2) 竣工図 (A3縮小判製本) | [2]部 |
| (3) 仕様書(設計計算書及びフローシート等含む) | [2]部 |
| (4) 取扱い説明書 | [2]部 |
| (5) 試運転報告書(予備性能試験を含む) | [2]部 |
| (6) 引渡性能試験報告書 | [2]部 |
| (7) 単体機器試験成績書 | [2]部 |
| (8) 機器台帳(電子媒体含む) | [2]部 |
| (9) 機器履歴台帳(電子媒体含む) | [2]部 |
| (10) 打合せ議事録 | [2]部 |
| (11) 工程ごとの工事写真及び竣工写真(各々カラー) | [2]部 |
| (12) その他指示する図書 | [2]部 |
| (13) 上記電子データ | 一式 |

5 建築確認申請図書等

受注者は、本組合が建築確認済証及び建築完了検査済証を受けるために必要な図書等の作成及び申請を行うこと。また、作成・申請に必要な費用は受注者の負担とする。

第10節 検査及び試験

工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記による。

1 立会検査及び立会試験

指定主要機器、材料の検査及び試験は、本組合の立会のもとで行うこと。工場検査を実施する場合は、本組合または本組合から委託を受けた施工監理者の立会のもとで行う。ただし、本組合が特に認めた場合には受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本組合の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。

4 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。ただし、本組合の職員又は本組合が指示する監督員（委託職員を含む）の旅費等は除く。

第11節 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡しするものとする。

工事竣工とは、第1章第8節に記載された工事範囲の工事を全て完了し、同第6節による引渡性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

第12節 その他

1 関係法令等の遵守

本工事の設計施工に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

2 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合にはその手続きは受注者の経費負担により速やかに行い、本組合に報告すること。また、工事範囲において本組合が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

3 循環型社会形成推進交付金の申請等への協力

循環型社会形成推進交付金の申請等にかかる手続きは本組合が実施するが、受注者は年度毎に本組合が行う申請手続等に協力するものとし、関連資料等の作成を行うこと。

4 施工

本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。なお、安全管理計画書を作成し提出すること。

(1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

(2) 現場管理

資材搬入路、仮設事務所等については、本組合と十分協議し各社の見込みにより確保すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

(3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本組合と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。なお、現状の状況を把握のために工事着工前に敷地内や搬入道路等の事前調査を実施し、報告書を作成の上、本組合と協議・現地確認すること。

(4) 保険

本施設の施工に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること。

5 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品はそれぞれ明細書を添えて必要とする数量を納入すること。なお、消耗品の納入方法については、実施設計時に協議するものとする。

(1) 予備品

予備品は、[2]年間分に必要とする数量を納入すること。予備品とは、定常運転において定期的に必要とする部品でなく、不測の事故等を考慮して準備・納入しておく以下の部品とする。

- ① 同一部品を多く使用しているもの
- ② 数が多いことにより破損の確率の高い部品
- ③ 市販性が無く納期がかかり、かつ破損により施設の運転が不能となる部品等。

(2) 消耗品

消耗品は、正式引渡し後、[1]年間に必要とする数量を納入すること。消耗品とは、定常運転において定期的に交換することにより機器本来の機能を満足させうる部分とする。

6 仮設計画

受注者は、工事着工前に仮設計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。

(1) 仮囲い

仮囲いは土木建築事業者が設置する。そのため、土木建築事業者と調整の上、仮囲いの設置範囲を仮設計画書に反映すること。

(2) 工事用の電力、電話及び水

正式引渡までの工事用電力、電話及び水は受注者の責任及び負担にて、関係官庁と協議のうえ諸手続をもって手配すること。

(3) 仮設道路

仮設道路、駐車場については本組合と協議の上、施工すること。

(4) 仮設事務所

受注者が利用する仮設事務所の建設場所は、本組合と協議の上、決定する。

本組合監督員と施工監理者の事務所及び本工事に係る会議室は、既存施設の会議室を利用する予定である。そのため、本組合と協議の上、会議等に必要な備品を本組合が指定する場所に設置すること。

(5) 既設設備の撤去（必要に応じて）

計量機を部分更新するに当たり、不要となった既存設備が生じた場合は、撤去すること。

7 測量及び地質調査

測量図、建設用地地質調査資料によること。また、必要に応じ、追加調査等を実施すること。

8 本仕様書に対する質問

本仕様書に対する質問は、全て文書により本組合へ問い合わせ回答を受けること。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載してある機器設備類の中で、今後、短期間で飛躍的に性能が向上する可能性があるもの(電話、TV、モニタ、AV機器、制御機器)については、各々の機器類の発注時点において最新機器を納入すること。
- (2) 本工事期間中においても既存施設は稼働中であることを踏まえた工事計画及び安全計画等を立案すること。なお、敷地内等はごみ搬入車両等を第一優先とすること。

第2章 機械設備工事仕様

第1節 各設備共通仕様

1 歩廊・階段・点検床等

プラントの運転及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段、点検床、点検台等を設け、これらの設置については、次のとおりとする。

(1) 歩廊・階段・点検床及び通路

- ① 構造 グレーチング（必要に応じてチェッカープレート使用）
- ② 幅 主要部 1,200 mm 以上（有効）
 その他 800 mm 以上（有効）
- ③ 階段傾斜角 主要通路は[45]度以下

(2) 手摺

- ① 構造 鋼管溶接構造（ ϕ =[]mm以上）
- ② 高さ 階段部 [900]mm 以上
 その他 [1,100]mm 以上

(3) その他

- ① 階段の高さが4mを超える場合は、原則として高さ4m以内ごとに踊り場を設けること。
- ② 梯子の使用はできる限り避けること。各槽、機器の点検用に垂直梯子を設ける場合には、2m以上の部分に必ず背籠を設けるとともに、本組合の承諾を得ること。
- ③ 主要通路については原則として行き止まりを設けてはならない。（2方向避難の確保）
- ④ 通路は点検、運搬等を考慮し、つまづくことの無いように段差をできる限り無くした仕上げとすること。
- ⑤ 主要階段の傾斜面は、原則として水平に対して[45]度以下とし、階段の傾斜角、蹴上げ、踏み面等の寸法は極力統一すること。
- ⑥ 手摺りの支柱間隔は1,100mm（有効）とすること
- ⑦ 歩廊にはトーププレートを設置すること。
- ⑧ プラント内の建築所掌と機械所掌の手摺、階段等の仕様は、機械所掌の仕様に原則として統一すること。
- ⑨ 歩廊・階段・点検床及び通路の幅について、点検作業を目的とした場所等は、600mm以上（有効）でも可とする。
- ⑩ 点検口付近の床は、チェッカープレート（[]mm以上）を重ね敷きすること。

2 防熱、保温

(1) 保温対象

- ① 熱を放散する機器、ダクト、配管等
- ② 低温腐食を生ずるおそれのある機器、ダクト等
- ③ 人が触れ火傷するおそれのある機器、ダクト、配管
- ④ 屋外で凍結のおそれのある配管
- ⑤ 結露のおそれのある配管（原則として給水配管、冷却配管は保温すること）

3 配管

- (1) 勾配、保温、火傷防止、防露、防錆、防振、凍結防止、ドレンアタック防止、エア抜き等を考慮して計画し、つまりが生じやすい流体用の管は掃除が容易なように考慮すること。
- (2) 汚水系統の配管材質は、管（内面）の腐食等に対して、硬質塩化ビニル管等適切な材質を選択すること。
- (3) 管材料は以下の表を参考として、使用目的に応じた最適なものとする。

管材料選定表（参考）

規格	名 称	材質記号	適用流体名	備 考
JIS G 3454	圧力配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S SCH40	高压蒸気系統 高压ボイラ給水系統 ボイラ薬液注入系統 高压復水系統	圧力 980kPa 以上の中・ 高压配管に使用する。
JIS G 3454	圧力配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S STS SCH80	高压油系統	圧力 4.9～13.7MPa の高 压配管に使用する。
JIS G 3455	高压配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S SCH140	高压油系統	圧力 20.6MPa 以下の高 压配管に使用する。
JOHS 102	油圧配管用 精密炭素鋼鋼管	OST-2	高压油系統	圧力 34.3MPa 以下の高 压配管に使用する。
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP-E SGP-B	低压蒸気系統 低压復水系統 雑用空気系統 燃料油系統 排水・汚水系統	圧力 980kPa 未満の一般 配管に使用する。
JIS G 3459	配管用ステンレス 鋼鋼管	SUS304TP-A	温水系統 純水系統	
JIS G 3457	配管用アーク 溶接炭素鋼鋼管	STPY 400	低压蒸気系統 排気系統	圧力 980kPa 未満の大口 径配管に使用する。
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP, SGP-ZN	工業用水系統 冷却水系統 計装用空気系統	圧力 980kPa 未満の一般 配管で亜鉛メッキ施工 の必要なものに使用す る。
JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	HIVP VP VU	酸・アルカリ薬液系統 水道用上水系統	圧力 980kPa 未満の左記 系統の配管に使用する。
—	樹脂ライニング鋼 管	SGP + 樹脂 ライニング SGP-VA, VB, SGP-PA, PB	酸・アルカリ薬液系統 上水設備	使用流体に適したライ ニングを使用する（ゴ ム・ポリエチレン・塩化 ビニル等）。
JIS G 3442	水配管用亜鉛メッ キ鋼管	SGPW	排水系統	静水頭 100m 以下の水道 で主として給水に用い る。

4 塗装

塗装については、耐熱、耐薬品、防食、配色等を考慮すること。なお、配管の塗装については、各流体別に色分けし、流体表示と流れ方向を明記すること。配管塗装のうち法規等で全塗装が規定されているもの以外は識別リボン方式とする。

5 機器構成

- (1) プラント設備や建築設備は環境への配慮と省エネルギーに視点を持った設計とすること。
- (2) 各種設備や機器の管理、点検、清掃、整備、補修作業に必要な設備を、必要な箇所に安全かつ容易に作業ができるよう設置すること。
- (3) 機器・部品等は、更新・補修時の利便性を考慮し、できるだけ統一を図り互換性を持たせること。
- (4) 設備の運転制御を自動あるいは遠方から操作するものは、原則として手動で現場操作できること。
- (5) 振動・騒音の発生する機器には、防振・防音対策に十分配慮すること。
- (6) 粉じんが発生する箇所には集じん装置や散水装置を設ける等適切な防じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- (7) 臭気が発生する箇所には負圧管理、密閉化等適切な臭気対策を講ずること。
- (8) 防爆対策を十分に行うとともに、爆発に対しては、爆風を逃がせるよう配慮し、二次災害を防止すること。
- (9) ベルトコンベヤを採用する場合、機側には緊急停止装置(引き綱式等)等安全対策を講じること。

6 地震対策

建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とし、次の点を考慮したものとする。

- (1) 指定数量以上の灯油、軽油、重油等の危険物は、危険物貯蔵所に格納すること。
- (2) 灯油、軽油、重油等のタンク(貯蔵タンク、サービスタンク)には必要な容量の防液堤を設けること。また、タンクからの移送配管は地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイントを必ず設置すること。
- (3) 塩酸、苛性ソーダ、アンモニア水等薬品タンクの設置については薬品種別毎に必要な容量の防液堤を設けること。
- (4) 電源あるいは計装用空気源が断たれたときは、各バルブ・ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにすること。

7 その他

- (1) 必要な箇所に荷役用ハッチ、電動ホイストを設けること。
- (2) 交換部品重量が100kgを超える機器の上部には、必要に応じて吊フック、ホイスト及びホイストレールを設置すること。
- (3) 労働安全上危険とおもわれる場所には、安全標識をJISZ9101により設けること。
- (4) 本仕様書に明記されない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要な設備・機器は、受注者の責任及び負担で設計・施工すること。

第2節 受入・供給設備

1 計量機（部分更新）

- | | |
|----------|--|
| (1) 形式 | ロードセル式 |
| (2) 数量 | 1基 |
| (3) 主要項目 | |
| ① 最大秤量 | [30]t |
| ② 最小目盛 | [10]kg |
| ③ 表示方式 | デジタル表示 |
| ④ 操作方式 | [] |
| ⑤ 印字方式 | [自動] |
| ⑥ 印字項目 | 総重量、車空重量、ごみ種別(自治体別、収集地域別)、ごみ重量、年月日、時刻、車両登録番号、その他必要項目 |
- (4) 付属機器
- | | |
|-----------|-------------|
| ① 計量装置 | 一式 |
| ② データ処理装置 | 一式 |
| ③ リーダポスト | 一式 |
| ④ ICカード | []枚 |
| ⑤ その他付属機器 | 一式 |
- (5) 特記事項
- ① 計量機本体（積載台及びロードセル）は既設流用とし、既設の計量機の付属機器を更新すること。なお、本工事の更新に伴う既設の撤去についても、本工事に含むものとする。
 - ② 搬入・搬出車等に対して計量操作を行うものとする。また、必要に応じて、料金の計算、領収書の発行を行うものとする。なお、領収書の発行等に当たってはインボイス制度を考慮したものとする。
 - ③ 搬入・搬出される物の集計に必要な種別の集計、日報、月報及び年報の作成が可能とすること。また、印刷用のレーザープリンター（A4及びA3それぞれのカセットを附属）を本組合が指定する場所（計量機室を想定）に設置すること。
 - ④ ごみ収集車両等は、本施設にて事前に車両番号、風袋重量等の必要事項を登録可能とすること。
 - ⑤ 登録車両は、データカード等を活用することにより、計量事務員が操作しなくても運用が可能な最新のシステムを構築すること。また、将来の収集運搬方法の変更に伴い、事業者登録が可能にようにすること。
 - ⑥ 重量の表示機器は、計量室内及び計量機毎に配置すること。
 - ⑦ 計量システムは、将来の料金体系の見直し、収集運搬方法の変更等に対応できるようにすること。
 - ⑧ 停電時にも計量機能を保持すること。また、計量データの消失防止対策を講ずること。
 - ⑨ データ処理装置の記憶容量は十分な余裕を見込むとともに、記憶媒体によるバックアップが可能なものとする。

- ⑩ 車両認識方式は、ICカードリーダーを標準とするが、省力化、車両更新時における車両増減への対応性に配慮したものとし、提案によるものとする。

2 プラットホーム(土木建築工事に含む)

- (1) 形式 [屋内式]
- (2) 構造 []
- (3) 主要項目
- ① 幅員(有効) []m以上
- ② 床仕上げ []
- (4) 特記事項
- ① プラットホームは、搬入車の進入退出及び危険物不適物の除去等の作業が容易に行える十分な広さとし、ごみの荷下ろし及び投入作業が安全かつ容易なスペース、構造を持つものとする。
- ② 排水溝はごみ投入位置における搬入車両の前端部よりやや中央寄りに設けること。
- ③ 自然光を極力採り入れること。
- ④ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。
- ⑤ 本プラットホームには洗浄栓、手洗栓を設け、必要により消火栓を設けること。
- ⑥ 本プラットホーム内にプラットホーム監視室を設けること。
- ⑦ 各ごみ投入扉間にはごみ投入作業時の安全区域(マーク等)を設けること。
- ⑧ 床面には車両誘導線を書き入れること。また、進入、退出において、見通しが良いものとする。
- ⑨ プラットホームに設置される操作盤、スイッチ等は防水防錆仕様とすること。
- ⑩ 搬入車両、作業用車両及び作業者の転落防止、安全面に配慮すること。
- ⑪ 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うこと。
- ⑫ プラットホーム出入口扉とは別に歩行者専用口を[1]箇所設けること。

3 プラットホーム出入口扉

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目(1基につき)
 - ① 扉寸法 幅[]m×高さ[]m以上
 - ② 材質 []
 - ③ 駆動方式 []
 - ④ 操作方式 [自動・現場手動]
 - ⑤ 車両検知方式 []
 - ⑥ 開閉時間 開[]秒、閉[]秒以内
 - ⑦ 駆動装置 []
- (4) 主要機器
 - ① エアカーテン 一式
- (5) その他
 - ① 車両通過時は、扉が閉まらない安全対応を取ること。
 - ② エアカーテンは出入口扉と連動で動作すること。
 - ③ 強風時等にも安定して開閉が可能であり、かつ、歪み、故障を生じない形式とすること。

4 受入ホッパ

- (1) 形式 [鋼板溶接製構造]
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目 (1基につき)
 - ① 容量 []m³
 - ② 主要部材質 材質[]、厚さ[]mm以上
 - ③ 主要寸法 幅[]mm×奥行き[]mm×深さ[]mm
 - ④ 開口部寸法 幅[]mm×奥行き[]mm
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 貯留重量、搬送重量及びごみ投入時の衝撃に十分耐え得る構造とすること。
 - ② 受入開口部はごみ収集車が投入できる広さとし、ごみ収集車からの直接投入が可能な構造とすること。
 - ③ 投入面はプラットホームと同レベルとすること。
 - ④ ブリッジの発生を防止するため、ホッパの奥行き寸法をごみ供給装置の幅寸法以上確保すること。
 - ⑤ ホッパ下部に溜まった汚水、土砂等を排除するために十分な水勾配を設け、水洗浄が容易な構造とすること。また、ホッパ下部には腐食対策を施すこと。
 - ⑥ プラットホームやホッパ内の臭気を減少させるため、薬剤噴霧装置を設けること。また、臭気対策に配慮した構造とすること。

- ⑦ 自家用車等が搬入するため、搬入車両の落下防止対策としてダンピングボックスなどの対策を講ずること。

5 ごみ供給・搬送装置

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
- ② 寸法 幅[]mm×長さ[]mm
- ③ 速度 []m/min
- ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
- ⑤ 操作方式 [自動・現場手動]
- ⑥ 主要部材質 []
- (4) 特記事項
- ① 搬送物の形状・寸法を考慮し、落下等が生じない構造とすること
- ② 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ③ 供給コンベヤを設ける場合は、インバータ制御による無段変速とする。

第3節 圧縮・詰替・搬出設備

1 ごみ圧縮機（コンパクタ）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目(1基につき)
 - ① 能力 []t/h
 - ② 主要寸法 幅[]m×長さ[]m×高さ[]m
 - ③ 主要部材質 []
 - ④ 操作方式 [自動・現場手動]
 - (4) 付属機器 []
 - (5) 特記事項
 - ① 本設備は、受入・供給設備より供給されたごみを圧縮・減容し、コンテナに詰め込むための設備であり、コンパクタとコンテナを切り離す際、ごみ切れを良くし、ごみこぼれの少ない構造とすること。また、コンテナが容易に接続できる構造とすること。
 - ② コンテナの接続、ごみ詰込、コンテナ切り離し及びコンテナ入れ替えの一連の動作を自動で行えるものとする。
 - ③ インターロック等の十分な安全措置を講ずること。

2 油圧ユニット

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []ユニット
- (3) 主要項目(1ユニットにつき)
 - ① 油圧ポンプ
 - ア 数量 []基
 - イ 吐出量 []m³/min
 - ウ 全揚程 最高[]m、常用[]m
 - エ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ② 油圧タンク
 - ア 数量 []基
 - イ 構造 []
 - ウ 容量 []m³
 - エ 主要部材 材質[]、厚さ[]mm以上
- (4) 付属機器 []
- (5) 特記事項
 - ① 本装置周辺には油交換、点検スペースを設けること。
 - ② 消防法の少量危険物タンク基準とすること。

3 コンテナ移動装置（必要に応じて設置）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目(1基につき)
- ① 能力 []t/h
 - ② 主要寸法 幅[]m×長さ[]m×高さ[]m
 - ③ 主要部材質 []
 - ④ 操作方式 [自動・現場手動]
- (4) 付属機器 []
- (5) 特記事項
- ① コンテナの入れ替え作業を効率的に行える構造とすること。
 - ② 搬出車が容易に接続できる構造とすること。
 - ③ インターロック等の十分な安全措置を講ずること。

4 コンテナ

- (1) 形式 可燃ごみ用：[]
資源ごみ用：[天蓋付コンテナ]
- (2) 数量 可燃ごみ用 3 台(うち予備[]台)
資源ごみ用 1 台
- (3) 主要項目(1基につき)
- ① 可燃ごみ用
 - ア 容量 []m³
 - イ 蓋板構造 []
 - ウ 主要寸法 幅[]m×長さ[]m×高さ[]m
 - エ 自重 []kg
 - オ 最大積載量 []kg
 - カ 主要部材質 []
 - ② 資源ごみ用
 - ア 容量 []m³
 - イ 蓋板構造 []
 - ウ 主要寸法 幅[]m×長さ[]m×高さ[]m
 - エ 自重 []kg
 - オ 最大積載量 []kg
 - カ 主要部材質 []
- (4) 付属機器 []
- (5) 特記事項
- ① コンテナ運搬車に脱着可能であり、臭気や汚水の漏洩に十分に配慮した構造とすること。
 - ② 資源ごみ用のコンテナを置く場所は本組合との協議により決定する。

5 搬出車両（コンテナ運搬車）

- (1) 形式 [脱着装置付コンテナ専用車]
- (2) 数量 2台
- (3) 主要項目(1基につき)
 - ① 最大積載重量 約10,000kg
 - ② 車両総重量 []kg
 - ③ 主要寸法 幅[]m×長さ[]m
 - ④ コンテナ脱着時間 離脱[]s、装着[]s
- (4) 特記事項
 - ① 走行時にコンテナが落下しないように十分な安全措置を講ずること。
 - ② スtockヤードに保管する資源化物や不燃ごみ等（不燃性粗大ごみを除く）の搬出にも利用するため、1週間当たりの標準運転タイムテーブル及び運転チャートを提案のこと。

第4節 集じん・脱臭設備

1 集じん装置

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② 出口粉じん濃度 [] g/Nm^3 以下
 - ③ 寸法 [mm× mm× mm]
 - ④ ろ布材質 [] (バグフィルタを採用した場合)
 - ⑤ ろ布面積 [] m^2 (バグフィルタを採用した場合)
 - ⑥ 圧力損失 []Pa
 - ⑦ 逆洗方式 [] (バグフィルタを採用した場合)
 - ⑧ 粉じん排出方式 []
 - ⑨ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑩ 操作方式 [自動・現場手動]
 - ⑪ 材質 []
- (4) 付属機器 []

2 排風機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 風量 [] m^3/min
 - ② 風圧 []Pa
 - ③ 回転数 [] min^{-1}
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]
 - ⑤ 操作方式 [自動・現場手動]
 - ⑥ 主要部材質 []
- (4) 付属機器 [排気サイレンサ、ダンパ]
- (5) 特記事項
 - ① 十分な防音・防振対策を施すこと。
 - ② 必要圧力損失に対して十分な余裕を見込むこと。

3 脱臭装置

- (1) 形式 活性炭吸着方式
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
- ① 処理風量 []m³/min
- ② 出口臭気濃度 「第1章 第2節 5 (5)悪臭基準」を満足すること。
- ③ 圧力損失 []Pa
- ④ 操作方式 [自動・現場手動]
- ⑤ 主要部材質 材質[], 厚さ[]mm以上
- ⑥ 脱臭対象箇所 []
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 活性炭等は容易に取り出しやすい構造とすること。

4 ダクト類

- (1) 形式 [鋼板製、亜鉛スパイラルダクト製]
- (2) 数量 一式
- (3) 主要項目
- ① 主要部材質 材質[], 厚さ[]mm以上
- (4) 特記事項
- ① 粉じん等による磨耗が懸念される部分には磨耗対策を行うこと。

第5節 給水設備（土木建築工事）

給水設備は土木建築工事で実施するものとする。

第6節 排水処理設備

1 有機系排水スクリーン

- (1) 構造 []
 (2) 数量 一式
 (3) 主要項目
 ① 材質 材質[], 厚さ[]mm

2 水槽類（鉄筋コンクリート製の場合は土木建築工事に含む）

名 称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)
汚水受水槽（必要に応じて）				

3 ポンプ・ブロウ類（必要に応じて）

名 称	数量(基)	形式	容 量	電動機(kW)	主要部材質			操作方式	備 考(付属品等)
			吐出量(m ³ /h) ×全揚程(m)		ケーシング	インペラ	シャフト		

4 塔・機器類（必要に応じて）

名 称	数量(基)	形式	容量(m ³ /h)	電動機(kW)	主要寸法	主要材質	操作方式	備 考(付属品等)

5 薬液タンク類（必要に応じて）

名 称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	薬品受入方法	備 考(付属品等)

6 薬液注入ポンプ類（必要に応じて）

名 称	数量 (基)	形式	容 量	電動機 (kW)	主要部材質			操作 方式	備 考 (付属品等)
			吐出量(m ³ /h) ×全揚程(m)		ケーシ ング	イン ペラ	シャ フト		

7 生活排水(土木建築工事に含む)

生活排水の処理は、合併処理浄化槽により処理すること。

8 その他

- ① 処理後の生活排水は、既設の道路側溝に放流することを基本とする。
- ② プラント排水及び洗車場(既設利用)の排水を最終処分場浸出水処理施設へ導水する場合、又は、新たに排水処理設備を設置する場合のいずれにおいても必要な設備や配管等を整備すること。

第7節 電気設備

本施設の運転に必要な全ての電気設備及び配線工事を行うこと。なお、本施設から既存施設へ送電すること。

1 電気方式

- | | | |
|---------------|------------|-------------------|
| (1) 受電電圧 | 交流三相3線式 | 6.6 kV、60 Hz、1 回線 |
| (2) 配電種別 | [一般線又は専用線] | |
| (3) 配電方式および電圧 | | |
| ① 高圧配電 | 交流三相3線式 | 6.6 kV |
| ② プラント動力 | 交流三相3線式 | []V |
| ③ 建築動力 | 交流三相3線式 | []V |
| ④ 照明、計装 | 交流単相3線式 | []V |
| ⑤ 操作回路 | 交流単相2線式 | []V |
| | 直流 | []V |
| ⑥ 直流電源装置 | 直流 | []V |
| ⑦ 電子計算機電源 | 交流単相2線式 | []V |

2 受配変電盤設備工事

2-1 構内引込用柱上開閉器

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 形式 | [] |
| (2) 数量 | []基 |
| (3) 定格 | []kVA |
| (4) 特記事項 | |
| ① | 電力会社との財産・責任分界点用として設置する。 |

2-2 高圧受電盤

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 形式 | [] |
| (2) 数量 | 1面 |
| (3) | 主要取付機器を明記する。 |
| (4) 特記事項 | |
| ① | 受電用遮断器は短絡電流を安全に遮断できる容量とすること。 |

2-3 高圧配電盤

- | | |
|----------|--|
| (1) 形式 | 鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM1425CW形に準ずる) |
| (2) 数量 | []面 |
| (3) | 主要取付機器を明記する。 |
| (1) 特記事項 | |
| ① | 変圧器等、各高圧機器の一次側配電盤とし、各機器を確実に保護できるシステムとすること。 |

2-4 高圧変圧器

電気方式に応じ必要な変圧器を設置すること。

(1) プラント動力用変圧器

- ① 形式 []
- ② 電圧 []kV/[]V(三相3線式)
- ③ 容量 []kVA
- ④ 絶縁階級 []種

(2) 建築動力用変圧器

- ① 形式 []
- ② 電圧 []kV/[]V(三相3線式)
- ③ 容量 []kVA
- ④ 絶縁階級 []種

(3) 照明等用変圧器

- ① 形式 []
- ② 電圧 []kV/[]V(单相3線式)
- ③ 容量 []kVA
- ④ 絶縁階級 []種

2-5 高圧進相コンデンサ

- (1) コンデンサバンク数 []台
- (2) コンデンサ群容量 []kVA
- (3) 直列リアクトル、放電装置等付属機器を明記する。

3 電力監視盤(必要に応じて設置する。)

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []面
- (3) 構成 []
- (4) 主要取付機器を明記する。

4 低圧配電設備

- (1) 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM1265CX形)]
- (2) 数量 計[]面
 - 440V 用動力主幹盤 []面
 - 210V 用動力主幹盤 []面
 - 照明用单相主幹盤 []面
 - その他の配電盤 []面 (各盤ごとに明記する。)
- (3) 主要取付機器を明記する。

5 動力設備工事

本設備は、制御盤、監視盤、操作盤等から構成され、負荷の運転、監視および制御が確実に
行えるもので、主要機器は遠隔操作方式を原則とする（遠隔操作になじまないものは除く。）ま
た、必要に応じ、現場にて単独操作もできる方式とする。

環境負荷低減のため、省配線装置の適用を考慮すること。

5-1 動力制御盤

- (1) 形式 [鋼板製屋内閉鎖自立形コントロールセンター(JEM1195)]
- (2) 数量 計[]面
 - 高圧動力制御盤 []面
 - 低圧動力制御盤 []面
 - その他必要なもの []面(盤ごとに明記する。)
- (3) 主要取付機器を明記する。

5-2 現場制御盤

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []
- (3) 主要取付機器 []

5-3 現場操作盤

- (1) 形式 []
- (2) 特記事項
 - ① 現場操作に適切のように個別又は集合して設ける。

5-4 電動機

- (1) 定格

電動機の定格電圧、定格周波数は電気方式により計画するものとし、汎用性、経済性、施
工の容易さ等を考慮して選定する。
- (2) 電動機の種類

電動機の種類は主としてかご形3相誘導電動機とし、その形式はJIS等の適用規格に準拠
し、使用場所に応じたものを選定する。
- (3) 電動機の始動方法

原則として直入始動とするが、始動時における電源への影響を十分考慮して始動方法を決
定する。

5-5 ケーブル工事

配線の方法および種類は、敷地条件、負荷容量および電圧降下等を考慮して決定する。

(1) 工事方法

ケーブル工事、金属ダクト工事、ケーブルラック工事、金属管工事、バスダクト工事、地中埋設工事など、各敷設条件に応じ適切な工事方法とする。

(2) 接地工事

接地工事は、電気設備技術基準に定められているとおり、A種、B種、C種、D種接地工事等の設置目的に応じ、適切な接地工事を行なうものとする。このほかに避雷器用および電気通信用の接地工事などは、対象物に適合した工事を行う。

(3) 使用ケーブル

高圧	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、 CVT 又は EM-CET ケーブル (同等品以上)
	最高使用電圧	6.6K
低圧動力用	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、 CVT 又は EM-CET ケーブル (同等品以上)
	最高使用電圧	600V
制御用	種類	CVV 又は EM-CEE ケーブル CVVS 又は EM-CEES ケーブル (同等品以上) 光ケーブル
	最高使用電圧	600V
接地回路ほか	種類	IV 電線又は EM-IE ケーブル
	最高使用電圧	600V
高温場所	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル
	最高使用電圧	600V
消防設備機器	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル
	最高使用電圧	600V

6 非常用発電設備（必要に応じて設置）

受電系統の事故等による停電時において、保安用として、施設の安全を確保できる容量を持つ非常用電源設備を必要に応じて設備する。

6-1 原動機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - ① 出力 []PS
 - ② 燃料 []
 - ③ 起動 []
 - ④ 冷却方式 []

6-2 発電機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - ① 容量 []kVA
 - ② 電圧 []kV
 - ③ 力率 []%
 - ④ 回転数 []min⁻¹
- (4) 非常用負荷内訳を明記すること。

7 無停電電源装置

本装置は、直流電源装置と交流電源装置からなり全停電の際、10分以上は供給できる容量とする。なお、各盤個別に設けている場合はこの限りではない。

7-1 直流電源装置（必要に応じて）

- (1) 形式 鋼板製屋内自立形
- (2) 数量 []面
- (3) 主要項目
 - ① 充電器形式 [トランジスタ式、サイリスタ式]
 - ② 入力 AC3相[]V、[]Hz
 - ③ 出力 DC[]V、[]V
- (4) 蓄電池
 - ① 形式 []
 - ② 容量 []AH(1時間率)
 - ③ 数量 []セル
 - ④ 定格電圧 []V
 - ⑤ 放電電圧 []V
 - ⑥ 放電時間 []分
- (5) 特記事項
 - ① 本装置は、受配電設備の操作電源、制御電源、表示灯及び交流無停電電源装置の電源として設置する。

7-2 交流無停電電源装置（必要に応じて）

- (1) 形式
 - ① 電圧 1次 DC [100]V (停電時)
2次 AC [100]V (通常)
 - ② 出力 []kVA
- (2) 無停電電源予定負荷内訳を明記する。
- (3) 特記事項
 - ① 本装置は、受変電設備の操作電源、電子計算機、計装機器等の交流無停電電源として設置する。

第8節 計装設備

1 計画概要

- (1) 本設備は、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことを目的とする。
- (2) 本設備の中枢をなすコンピューターシステムは、各設備・機器の集中監視・操作及び自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うものとする。なお、本システムの重要部分は二重構成を採用すること。
- (3) 本施設の運転管理及び運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、運営管理及び保全管理に必要な運転データを作成するものである。
- (4) 事業実施区域内の警報・監視等が必要な既存設備を有する場合は、既存設備を考慮して計画すること。

2 計装制御計画

監視項目、自動制御機能、データ処理機能は以下のとおり計画する。

(1) 一般項目

- ① 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することのないよう、フェールセーフ、フェールソフト、フルプルーフ等を考慮したハードウェア・ソフトウェアを計画する。
- ② 対環境性を十分考慮のうえ、ごみ処理プロセスの雰囲気に適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講ずる。

(2) 計装監視機能

自動制御システム及びデータ処理設備は以下の機能を有する。

- ① 受入・供給設備の運転状況の表示・監視
- ② 圧縮・詰替・搬出設備の運転状況の表示・監視
- ③ 集じん・脱臭設備の運転状況の表示・監視
- ④ 給水設備の運転状況の表示・監視
- ⑤ 排水設備の運転状況の表示・監視
- ⑥ 電気設備の運転状況の表示・監視
- ⑦ その他運転に必要なもの

(3) 自動制御機能

- ① 処理設備運転制御
自動連動起動・停止、緊急時自動停止、その他
- ② 動力機器制御
回転数制御、発停制御、交互運転、その他
- ③ 受配電運転制御
自動力率調整、その他
- ④ 給排水関係運転制御
水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他

- ⑤ 建築設備関係運転制御
発停制御、その他
- ⑥ その他必要なもの
- (4) データ処理機能
 - ① ごみの搬入・搬出データ
 - ② ごみ処理量データ
 - ③ 運転データ
 - ④ 受電等電力管理データ
 - ⑤ 各種プロセスデータ
 - ⑥ 薬品使用量、ユーティリティ使用量等データ
 - ⑦ 各機器の稼働時間のデータ
 - ⑧ アラーム発生記録
 - ⑨ その他必要なデータ

3 計装機器

- (1) 一般計装センサー
 - 以下の計装機能を必要な箇所に適切なものを計画する。
 - ① 重量センサー等
 - ② 温度、圧力センサー等
 - ③ ガス検知、火災検知等
 - ④ 流量計、流速計等
 - ⑤ 開度計、回転数計等
 - ⑥ 電流、電圧、電力、電力量、力率等
 - ⑦ 槽レベル計等
 - ⑧ その他必要なもの

(2) ITV装置

① カメラ設置場所

次に示す例を参考にカメラ設置場所リストを作成すること。

カメラは、設置環境に応じて防じん対策、防水対策、照光装置等を施すこと。また、屋外に設置するカメラは、全天候型の屋外仕様とすること。

カメラのレンズは監視対象に応じた形式とし、必要に応じて方向・倍率等の遠隔操作ができるものとする。

カメラ設置場所（参考）

施設名	記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考
既存施設	A	計量機付近	一式	カラー	電動ズーム	防水	回転雲台、ワイパー
工場棟	B	プラットホーム	一式	カラー	電動ズーム	防じん	回転雲台
	C	受入ホッパ	一式	カラー	電動ズーム	防じん	
	D	コンテナ設置場所	一式	カラー	電動ズーム	防じん	
	E	コンテナ搬出場所	一式	カラー	標準	防じん	
外構	F	出入口	一式	カラー	電動ズーム	防水	回転雲台、ワイパー
	G	構内道路	一式	カラー	電動ズーム	防水	回転雲台、ワイパー

② モニタ設置場所

次に示す例を参考にモニタ設置場所リストを作成すること。

なお、既存施設の計量機室にもモニタを設置すること。

モニタ設置場所（参考）

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
事務所(計量機室)	一式	カラー	24インチ以上	全てのカメラ	
	一式	カラー	50インチ以上	全てのカメラ	

第9節 雑設備

1 雑用空気圧縮機（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目(1基につき)
 - ① 吐出量 []m³/min
 - ② 吐出圧力 []m
 - ③ 空気タンク []m³
 - ④ 所要電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [自動・現場手動]
 - ⑥ 圧力制御方式 [自動アンロード]
- (4) 主要機器
 - ① 冷却器 一式
 - ② 空気タンク 一式
 - ③ 除湿器 一式

2 洗車装置（既設利用）

洗車装置は原則として既設利用とする。ただし、悪臭防止等の観点で洗車装置の追加が必要な場合は提案のこと。

3 可搬式掃除機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 特記事項
 - ① 床洗浄水も回収可能なタイプとすること。

4 床洗浄装置

- (1) 形式 手動高圧洗浄方式
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 処理水量 []m³/min
 - ② 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ③ 吐出圧力 []mmAq
- (4) 付属機器 必要な付属品 一式
- (5) 特記事項
 - ① 建物内の床を洗浄するために手動高圧洗浄機を設置すること。
 - ② ハンドガンの予備を設けること。
 - ③ 設置箇所は、プラットホーム及びその他必要な箇所とすること。

5 工具・工作機器、測定器、電気工具、分析器具、保安保護具類

本施設の維持管理に必要な工具・工作機器、測定器、電気工具、分析器具、保安保護具類を一式納入すること。また、リストを提出し、本組合の承諾を得ること。

6 説明用備品類

6-1 工事説明用リーフレット

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []部
- (3) 特記事項
 - ① 電子データ（PDF等）を含む。

6-2 施設説明用パンフレット

- (1) 形式 [A3 版2 ページ カラー両面印刷]
- (2) 数量 施設説明用 [3,000]部
- (3) 特記事項
 - ① 電子データ（PDF等）を含む。
 - ② 土木建築工事で施工するストックヤードを含めること。

6-3 施設案内板

- (1) 形式 []
- (2) 数量 一式
- (3) 設置場所 []

第3章 土木建築工事仕様

第1節 計画基本事項

1 計画概要

(1) 工事範囲

本工事範囲は下記工事一式とする。

工場棟	一式
資源ごみストックヤード棟	一式
構内道路	一式
サイン工事	一式
駐車場	一式
構内排水設備	一式
植栽・芝張工事（必要に応じて）	一式
門・囲障	一式
配管工事	一式
造成工事	一式
その他必要な工事	一式

(2) 安全対策

受注者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。

工事車両の出入りについては、周辺の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を持出す恐れのある時は、場内で泥を落とすなど、周辺の汚損防止対策を講ずること。工事に当たっては、車両等の通行に十分考慮すること。

(3) 掘削工事

地下掘削に伴う仮設工事においては必要に応じ、掘削工事着工に先立ち地盤状況等の検討を十分に行い、工事の進捗状況に支障が起きないようにすること。

2 施設配置計画

(1) 一般事項

- ① 施設配置については、日常の車両や職員の動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや、機器の搬入手段にも配慮すること。
- ② 本施設は周辺の環境との調和を図り、施設の機能性、経済性、及び合理性を迫及し、かつ増築改築等、将来への展望を十分に考慮して、本施設のイメージアップを図った建物とすること。
- ③ 管理居室を設ける場合は、機能・居住性を十分考慮するとともに、明るく清潔なイメージとし、採光、バリアフリーを考慮して計画すること。
- ④ 現況を利用した造成とする場合は、上部から下部への通路を整備すること。
- ⑤ 擁壁等を設置する場合は、各種基準に準拠するとともに、構造計算にて安全性を確認すること。なお、法面構造の場合も同様とする。

(2) 車両動線計画

- ① 構内道路は、搬入出車が円滑な流れとなるような車両動線とすること。
- ② 収集車、一般車、搬入出車が混在することから車両動線は分離する等、安全性を考慮した車両動線を立案すること。

(3) 見学者動線計画

見学者ルート及び見学者だまりの仕様は、発注者と協議の上、決定する。

- ① 見学者ルートは場内の関連建物との連絡も含め考慮すること。
- ② 見学者だまりの仕様（場所と広さ[]人）

第2節 土木建築実施設計業務

1 業務内容

受注者は、本章の「第1節 計画基本事項」を踏まえ、同章「第3節 建築工事」、「第4節 土木工事及び外構工事」、「第5節 建築機械設備工事」及び「第6節 建築電気設備工事」に必要な実施設計を実施すること（電話等通信の引き込みに係る設計、建築確認申請及び必要となる関係機関協議・申請含む。）。

なお、「第3節 建築工事」、「第4節 土木工事及び外構工事」、「第5節 建築機械設備工事」及び「第6節 建築電気設備工事」の施工は土木建築事業者が実施予定である。

2 特記事項

- (1) 本工事に係る造成、建築工事（設備等全て含む）、外構工事（導水管工事等含む）は別途発注とするが、発注に当たって必要となる資料一式を受注者の責任及び負担において作成すること。
- (2) 土木・建築工事は、分割発注する予定であることから発注資料は分割数に応じたものとする。
- (3) 設計に当たっては、施設の長寿命化やコストを削減に留意すること。また、埋設配管等の損傷や破損等が生じないように事前に十分調査するとともに、現状の地形や地質調査結果を踏まえた設計とし、自然採光等、省エネも考慮すること。なお、周辺環境と調和したデザインや色彩とし、周辺は植樹等を計画すること。
- (4) 建築確認申請等、工事に当たって必要となる各種申請等は受注者の責任及び負担にて実施すること。
- (5) 造成や建築物の施工に対し、受注者（設計責任者、建築は確認申請等に記された者）は設計図面と照合し、それが設計図書のとおり実施（材料確認等含む）されているかを確認すること。
- (6) 設計工事発注後、変更等の必要性が生じた場合は、変更協議に参加するとともに、変更等が生じた場合は変更図の作成、工事費の変更等、必要な図書等を受注者の責任及び負担において作成すること。

第3節 建築工事（設計：受注者、施工：土木建築事業者）

1 全体計画

(1) 設計方針

- ① 本施設の建築計画は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- ② 本施設は一般の建築物と異なり、臭気、振動、騒音、特殊な形態の大空間形成等の問題を内蔵するので、これを機能的かつ経済的なものとするためには、プラント機器の配置計画、構造計画ならびに設備計画は深い連携を保ち、相互の専門的知識を融和させ、総合的にみてバランスのとれた計画とすること。
- ③ 機種、機能、目的の類似した機器はできるだけ集約配置することにより、点検整備作業の効率化、緊急時に迅速に対処ができるよう計画すること。
- ④ 職員の日常点検作業の動線、補修、整備作業スペースを確保すること。
- ⑤ 法規・基準・規則は関係法令を遵守するとともに、以下に示す規定等を遵守すること。
 - ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ウ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - エ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事監理指針
 - オ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事監理指針
 - カ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事監理指針
 - キ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
 - ク 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準詳細図
 - ケ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築構造設計基準
 - コ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築設備設計基準
 - サ 日本建築学会煙突構造設計指針
 - シ 日本建築学会建築基礎構造設計基準・同解説
 - ス 日本建築学会鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説
 - セ 日本建築学会鉄骨鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説
 - ソ 日本建築学会鋼構造設計基準
 - タ 日本建築学会鋼構造接合部設計指針
 - チ 日本建築学会鉄筋コンクリート柱・鉄骨梁混合構造の設計と施工
 - ツ 日本建築学会鉄筋コンクリートのひび割れ対策（設計・施工）指針・同解説
 - テ 日本建築学会鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
 - ト 日本建築学会鉄骨鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
 - ナ 日本建築学会コンクリート施工指針・同解説（各種コンクリート）
 - ニ 日本建築学会非構造部材の耐震設計施工指針・同解説及び耐震設計施工要領
 - ヌ 日本建築学会建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説
 - ネ 日本建築学会室内の臭気に関する対策・維持管理規準・同解説
 - ノ 日本建築学会環境負荷低減に配慮した塗装・吹付け工事に関する技術資料

ハ 日本建築学会ホルムアルデヒドによる室内空気汚染に関する設計・施工等規準・同解説
その他関係法令の仕様・基準・解説・要領等

(2) 工場棟平面計画

本施設は各種設備で構成され、プラント機器を収容する各室は処理フローの流れに沿って効率的に設けること。これに付随して各設備の操作室や職員のための諸室(便所等)、空調換気のための機械室、電気室等を有効に配置すること。

これらの諸室は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的なとらえ方でその配置を決定すること。

① プラットホーム

(ア) プラットホームは臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。

(イ) プラットホームは、車両通行方向の有効幅を []m以上とし、搬入車両が投入(荷下ろし)車両の障害となることなく作業ができる構造とすること。

(ウ) 投入扉手前には、高さ200mm程度の車止を設け、床面はコンクリート仕上げとし、1.5%程度の水勾配をもたせること。

(エ) プラットホームはトップライト、又は窓からできるだけ自然光を採り入れ、明るく清潔な雰囲気を保つこと。

(オ) プラットホームの床洗浄排水は[汚水受水槽]へ排出すること。

(カ) 各ごみ投入扉間に安全地帯(マーク又は縁石)を確保すること。

(キ) 各ごみ投入扉付近の柱に安全带取付け用フック(丸環程度)を設けること。

② スtockヤード

(ア) 必要に応じてごみ種別に仕切り壁等で区切るものとする。

③ 水槽(必要に応じて)

ア 建物と一体化して造られる水槽類は、系統毎に適切な位置に設け、悪臭、湿気、漏水の対策を講ずること。

イ 酸欠の恐れのある場所・水槽等は、入口又は目立つ所に「酸欠注意」の標識を設けるとともに、作業時十分な換気を行える設備を設置すること。

ウ 各種槽類、ピット他点検清掃に必要な箇所には適宜、マンホール、ステンレス製もしくはステンレス芯の樹脂製タラップ(滑り止め加工)、を設けること。

エ 48時間水張り試験を行うこと。

④ 運転員等関係諸室

運転員等の関係諸室は、既設流用とする。既存施設の関係書室について、以下の対応を行うこと。

ア 湯沸し室

電気式の給湯器を新たに設置し、お湯を利用できるようにすること。

イ 洗濯・乾燥室

以下の設備を設置すること。

・洗濯機・乾燥機 各[1]台

※洗濯機及び乾燥機は一体型も可能とする。

ウ 浴室

浴室には浴槽が1桶、シャワーが3基設置されているため、電気式の給湯器を新たに設置し、お湯を利用できるようにすること。

⑤ その他

ア 必要に応じて、その他必要な諸室[工作室、倉庫、危険物庫、予備品収納庫等]を適切な広さで設けること。

イ 必要に応じ空調機械室を設け、騒音に配慮すること

ウ 薬品受入場所を設置する場合は、機器配置図へ記載すること。また、薬品補充車が他の車両の通行の妨げにならないよう計画すること。また、薬品受入時の漏洩等に対応できる構造とすること。

エ 見学者の見学場所は、[プラットホーム]を基本とすること。

オ トイレを必要場所に設置すること。

カ 配置については採光、日照等を十分考慮すること。

キ 身障者の出入りに配慮すること。

(3) その他付属棟計画

① 資源ごみストックヤード棟

既設の車庫棟を資源ごみのストックヤードとして改造、整備する（位置は「添付資料1 既存施設全体配置図」参照。）。なお、本施設稼働時において、資源ごみの積み替え時に使用するフォークリフトを搬入受付終了後に保管できるように整備すること。

② スtockヤード（既設流用）

既設の処理困難物貯留場を不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ選別するためのストックヤードとして既設流用する（位置は「添付資料1 既存施設全体配置図」参照。）。

③ 洗車棟（既設利用）

洗車棟は既設利用とする。

④ 共通事項

ア 形状及び外装仕上については、場内施設のデザインと調和の取れたものとする。

イ 車両動線を考慮し、適切な位置に設けること。

2 構造計画

(1) 基本方針

① 建築物は上部・下部構造とも十分な強度を有する構造とすること。

② 振動を伴う機械は十分な防振対策を行うこと。

(2) 基礎構造

① 建築物は地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の遍在による不等沈下を生じない基礎計画とすること。

② 杭の工法については、荷重条件、地質条件を考慮し、地震時、風圧時の水平力をも十分検討して決定すること。

③ 土工事は、安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。

④ 残土は原則として場内処分とすること。

(3) 躯体構造

- ① 重量の大きな機器やクレーンの支持架構は、十分な強度、剛性を保有し、地震時にも十分な安全な構造とすること。
- ② 架構は、強度、剛性を保有するとともに軽量化に努め、地震時の変位も有害な変形にならない構造とすること。

(4) 一般構造

① 屋根

- ア 屋根は十分な強度を有するものとし、軽量化に努めること。
- イ 屋根は、採光に配慮し、必要に応じて換気装置を設けるものとし、雨仕舞と耐久性に配慮すること。
- ウ 屋根は風圧や機器荷重に対し十分な強度を有するものとする。
- エ 防水は[]防水とする。
- オ エキスパンションジョイント部は、漏水がなく、接合部の伸縮に十分対応でき、経年変化の少ない構造とすること。

② 外壁

- ア 構造耐力上重要な部分及び遮音性能が要求される部分は、原則として鉄筋コンクリート造とすること。
- イ プラットホームの外壁は気密性を確保し悪臭の漏れない構造とすること。

③ 床

- ア 機械室の床は必要に応じ、清掃・水洗等を考慮した構造とすること。
- イ 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くし、又は小梁を有効に配置するなど配慮して構造強度を確保する。
- ウ 受変電室等電線の錯綜する諸室は配線用ピット、二重床等配線を考慮した構造とすること。

④ 内壁

- ア 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求(防火、防臭、防音、耐震、防煙)を満足するものとする。
- イ 不燃材料、防音材料などは、それぞれ必要な機能を満足すること。

⑤ 建具

- ア 外部に面する建具は、台風時の風圧や降雨に耐えるものとする。
- イ ガラスは、管理上、機能上、意匠上等の条件を考慮して選定すること。また、見学者等人が頻繁に通行する部分のガラスについては、衝突等を考慮して選定すること。
- ウ 建具(扉)のうち、特に防臭、防音を要求されるものについてはエアタイト型とし、防音扉においては、内部吸音材充填とし、締付けハンドル等は遮音性能を十分発揮できるものを選定すること。
- エ 建具(窓)のうち、特殊な箇所を除き、窓建具はアルミ製とすること。また、原則としてガラス窓は内外側とも清掃可能なものとする。
- オ 建具(扉)は、必要に応じ、室名札等の室名表示を行うこと。

3 仕上計画

(1) 外部仕上

- ① 立地条件・周辺環境に配慮した仕上計画とする。違和感のない、清潔感のあるものとする
こと。
- ② 原則として外壁は[]仕上げとすること。
- ③ 材料は経年変化が少なく、耐久性・耐候性が高いものとする。

(2) 内部仕上

- ① 各部屋の機能、用途に応じて必要な仕上を行うこと。
- ② 薬品、油脂の取り扱い、水洗等それぞれの作業に応じて必要な仕上計画を採用し、温度、湿度等環境の状況も十分考慮すること。
- ③ 居室部の内部に使用する建材はVOCを含有していないものを使用すること。

4 建築仕様

(1) 工場棟

① 構造 [鉄筋コンクリート造及び鉄骨造]

外壁 []

屋根 []

② 建屋規模

ア 建築面積 []m²

イ 建築延床面積 []m²：地下水槽類は除く。

ウ 各階床面積 []m²

エ 軒高 []m

オ 最高の高さ []m

③ 階高

機械設備等を考慮して、階高を決めること。

④ 室内仕上

機械設備は原則として建屋内に収納するものとし、騒音振動の発生が予想される室、発熱のある室、床洗の必要な室等は必要に応じて最適な仕上を行うこと。

⑤ 共通事項

ア 建物の配置はプラント全体計画に基づき、経済性、安全性、美観、維持管理の容易性を考慮して計画とすること。

イ 工場棟は、機能上必要な部分は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は鉄骨構造として計画すること。

ウ 工場棟の鉄骨部分は溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。

エ 工場棟の屋根は材質、勾配等について、風土・気象条件を考慮すること。

オ 外壁と屋根の結露防止に配慮すること。

カ 臭気のある室内に出入りするドアはエアタイト構造とすること。臭気のある室と居室の間には前室を設けること。

キ 手摺りの高さは1.1m以上とすること。

ク 屋外に設置される鉄骨の塗装仕様は溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

5 その他

(1) 外部環境に配慮し、建物の外部と内部を熱的に区分し、結露防止及び断熱を考慮すること。

(2) 各室のそれぞれの用途、空間に応じ、最適な環境と省エネ効果を保持すること。

(3) 断熱、防露に使用する材料は、室内外の環境条件を考慮し最適な材料を選定すること。

(4) 断熱、結露防止の施工に際し、最適な構法及び工法を選択すること。

(5) 建物内外の凍結について十分考慮すること。

第4節 土木工事及び外構工事（設計：受注者、施工：土木建築事業者）

1 土木工事

(1) 造成工事

- ① 造成面積 []m²
- ② 造成レベル []m
- ③ 法面の保護・仕上げ
- ④ その他 必要に応じて、沈殿池、雨水調整池等を設けること。

(2) 山留・掘削

- ① 土木事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。
- ② 残土は原則として場内処分とすること。
- ③ 施工に先立ち施工計画を提出し、本組合の承諾を受けるものとすること。

2 外構工事

外構施設については敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な設備とし、施工及び維持管理の容易さ、経済性等を検討した計画とすること。

(1) 構内道路及び駐車場

- ① 十分な強度と耐久性を持つ構造及び、効率的な動線計画とし、必要箇所に白線、道路標識を設け、構内の交通安全を図ること。
- ② 構内道路の設計は構内舗装・排水設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課)によること。

ア 交通量の区分 []交通

イ 設計CBR [CBR試験による]

③ 計画台数

- 普通車 []台(運転職員用)
- 普通車 []台(事務職員用)
- 普通車 []台(来客用)
- 普通車 []台(身障者対応)
- 大型バス []台

(2) 構内排水設備

敷地内に適切な排水設備を設けること。既存排水設備へ接続する場合は既存排水設備の流下能力等の確認を行ない、必要に応じて改修すること。

- ① 排水溝
- ② 排水管
- ③ 付属設備

(3) 植栽芝張工事（必要に応じて）

- ① 植栽面積 []m²
- ② 植栽仕様
 - ア 地被類 []m²
 - イ 高木 []本/m²

ウ 中木 []本/m²

エ 低木 []本/m²

③ 樹種 実施設計時に協議・決定するものとする。

④ 原則として敷地内空地は高木・中木・低木・地被類等により良好な環境の維持に努めること。

⑤ 必要に応じ各所に散水栓を設置すること。

(4) 門・囲障工事

① 門柱（必要に応じて）

ア 基数 []基

イ 構造 []製

ウ 仕上 []

エ 幅高さ []m×[]m

オ 付属品 []

② 門扉

ア 材料 []

イ 幅高さ []m×[]m

ウ 施設銘板 材質[]大きさ[×]

③ フェンス

ア 材料 []製

イ 高さ []m

ウ 延長 []m

④ 表札

ア 材料 []製

イ 幅高さ []m×[]m

(5) 構内サイン

① 安全でわかりやすい動線を形成できるよう事業実施区域内に適切な箇所に誘導案内表示を設けること。なお、サインの表記、デザイン等は本組合と協議して決定する。

② 搬入と搬出の車両動線がわかりやすくするため、構内道路の必要箇所に色を塗ること。

(6) 排水管布設工事

必要となる導水管等を設置する。

① プラント排水管（現場（汚水受水槽）～最終処分場浸出水処理施設又は新たに整備する排水処理設備）

② 洗車場排水管（洗車場～現場（汚水受水槽）～最終処分場浸出水処理施設又は新たに整備する排水処理設備）

③ その他必要な排水管

(7) 産業廃棄物処分

既存設備の改造等に伴って発生する産業廃棄物については各種法令に準拠した処理・処分及び管理を行なうこと。また、外壁等の取り壊しが発生する場合は、アスベスト調査を事前

に実施し、調査結果に基づいた解体計画を立案、実施するとともに関係機関手続きを行なうこと。

第5節 建築機械設備工事（設計：受注者、施工：土木建築事業者）

1 空気調和設備工事

本設備は、必要な諸室を対象とする。

(1) 温湿度条件

- ① 夏季 室内乾球温度[28]℃
- ② 冬期 室内乾球温度[20]℃

(2) 熱源 [電気式]

(3) 空気調和設備

- ① 冷暖房対象室は建築設備リストを提出し、各形式の冷暖房負荷を記載すること。

2 換気設備工事

本設備は、必要な室を対象とする。対象室は建築設備リストを提出・計画すること。

(1) 換気設備仕様

室名	換気方式

(2) 特記事項

- ① 作業環境を良好に維持し、各機器の機能を保持するため、換気を必要とする部屋に応じた換気を行うこと。
- ② 臭気の発生する部屋では、他の系統のダクトと確実に分離するとともに、できるだけ単独に離して排気する計画とすること。

3 給排水衛生設備工事

本設備は、必要な諸室を対象とする。対象箇所は建築設備リストを計画・提出すること。トイレは必要場所に設置すること。

(1) 給水設備工事

① 所要水量

ア 数量

項目		単位	所要水量
受水槽	プラント用水	m ³ /d	
	生活用水	m ³ /d	
放流量		m ³ /d	

② 特記事項

- (ア) 本施設で使用する用水は既存井戸を利用する（井戸ポンプは更新）が、工事期間中も既存施設は稼働中であり水を使用することから、既存施設の稼働に影響が生じないよう更新時期や工法を検討すること。
- (イ) 本工事では、受水槽を新たに整備し、生活用水については滅菌処理等を行い使用（使用前に必要な水質検査を実施すること。）する。
- (ウ) 用水は支障のない限り循環利用し、水の有効利用を図ること。
- (エ) 給水機器、配管、弁類等は各々の用途に適した形式、容量のものを使用すること。
- (オ) 必要に応じ、自動交互運転、故障自動切換及び非常時の自動並列運転による制御が可能とすること。
- (カ) 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設けること。
- (キ) 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品を一式設けること。

③ 給水量

給水量を提案のこと。

- ア 運転職員 []L/人・日 ([]人)
- イ 事務職員 []L/人・日 ([]人)
- ウ 見学者 []L/人・日 ([]人)
- エ プラント給水
 - (ア) プラットホーム散水量 []L/m²・日
 - (イ) 床洗浄水量 []L/m²・日

④ 水槽類

名 称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)
生活用水受水槽		平均使用量の []時間分以上		
生活用水高置水槽 (必要に応じて設置)				
プラント用水受水槽		平均使用量の []時間分以上		
プラント用水高置水槽 (必要に応じて設置)				

⑤ ポンプ類

名 称	数量 (基)	形式	容 量	電動機 (kW)	主要材質			操作 方式	備 考 (付属品等)
			吐出量(m ³ /h) ×全揚程(m)		ケーシ ング	イン ペラ	シャ フト		
生活用水揚水 (供給)ポンプ									
プラント用水揚 水(供給)ポンプ									
消火栓ポンプ									
その他必要なポ ンプ類									

(2) 衛生器具設備工事

- ① 洋式便所は温水洗浄便座、小便器はセンサー付きとすること。
- ② 便所の手洗いは自動水栓とすること。

(3) 合併処理浄化槽設備工事

- ① 形式 合併処理浄化槽
- ② 放流基準 BOD[]mg/L以下
 BOD 除去率[]%以上
- ③ 数量 []基
- ④ 容量 []人槽
- ⑤ 材質 [FRP]
- ⑥ 算定方針 JIS A 3302算定基準による。
- ⑦ 特記事項

- ア 既存施設のトイレも新たに設置する合併処理浄化槽に接続すること。
- イ 合併処理浄化槽に接続するための配管工事も含む。

(4) 消火設備工事

本設備は消防法規、条例等を遵守し、実施設計に際しては消防署と協議の上、必要設備を設置すること。

(5) 給湯設備工事

本設備は、必要な諸室を対象とする。対象箇所は建築設備リストを計画・提出すること。給湯水栓は混合水栓とすること。

4 ガス設備工事（必要に応じて）

瞬間湯沸器用等にプロパンガスを供給すること。ただし、電気式で対応できる場合は、この限りではない。

5 配管工事

「第2章 第1節 3 配管」による。

第6節 建築電気設備工事（設計：受注者、施工：土木建築事業者）

1 動力設備工事

本設備は建築設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水、排水設備等に含まれる電動機類の電源設備とすること。

2 照明コンセント設備工事

照明コンセント設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とすること。

- (1) 照明器具は、LED灯等の長寿命で省エネルギー性能に優れた機器を採用すること。
- (2) 非常用照明、誘導灯等は建築基準法、消防法に準拠して設置すること。
- (3) 照明器具は、用途及び周囲条件により、防湿、防雨、防じんタイプを使用すること。なお、破損の危険性がある場所はガードつきとすること。
- (4) 高天井の照明は、電球及び機器の更新等が容易にできるように配慮すること。
- (5) 外灯はポール型照明とし、自動点滅式とすること。
- (6) コンセントは維持管理性を考慮した個数とし、用途及び使用条件に応じて防雨、防爆、防湿型とすること。

3 その他工事

(1) 自動火災報知器設備工事

- ① 受信 盤 []型[]級[]面
- ② 感知器 種類 []、形式[]
- ③ 配線及び機器取付工事(消防法に基づき施工) 一式

(2) 電話設備工事

- ① 自動交換器 型式[]
内線[]
- ② 電話器 型式[プッシュホン][]台
- ③ 設置位置 建築設備リストに記載すること。
- ④ 配管配線工事 一式
- ⑤ 機能
必要な箇所から、内線の個別・一斉呼出、内線の相互通話ができるものとする。

⑥ 特記事項

ア 電話等通信の引き込み工事を行うこと。なお、電話の引き込み位置は本組合と協議の上、決定する。

イ 電話等通信の引き込み工事に係る費用は、土木建築事業者が負担する。

(3) テレビ設置工事

- ① テレビ 2台 ([]インチ)
- ② 特記事項
ア テレビの設置場所は、本組合と協議の上、決定する。

(4) 避雷設備

- ① 設置基準 建築基準法により高さ20mを超える建築物を保護すること
- ② 仕様 JISA4201避雷針基準によること
- ③ 数量 一式

(5) 防犯警備設備工事

防犯上の警備設備の設置が可能なよう電気配管工事(空配管工事)を行うこと。

(6) その他

必要に応じて予備配管を設けること。